

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 19 日付鳥取県告示第 51 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

谷尾 重吉	八頭郡八頭町下野字中弥キ 269
〃	八頭郡八頭町下野字中弥キ 269 の 1
谷尾 藤吉	八頭郡八頭町下野字畑ヶ谷 1471
谷尾 益男	八頭郡八頭町下野字大谷空山 431
〃	八頭郡八頭町下野字大谷空山 431 の 1
松本 重康	八頭郡八頭町下野字大谷空山 1349
〃	八頭郡八頭町下野字大谷空山 1353
谷尾 禮二	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 438 の 1
谷尾 章	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 438 の 2
谷尾 吉蔵	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1387
前田 秀明	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1393 の 1
安田重太郎	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1393 の 2
谷尾 章	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1393 の 6
安田重太郎	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷下側 1394
山本重五郎	八頭郡八頭町下野字手尾谷東側奥分 992
山本重太郎	〃
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字尾手見谷東側奥分 1021
〃	八頭郡八頭町下野字尾手見谷東側中分 1022
〃	八頭郡八頭町下野字尾手見谷東側中分 1024
林 文十郎	八頭郡八頭町下野字尾手見谷東側中分 1024 の 1
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字大倉谷西側中分 1032
谷尾 重吉	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 153 の 3

〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 153 の 4
谷尾 辰己	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1061
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1062
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1064
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1065
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷奥詰 1070
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷東側中分 1077
〃	八頭郡八頭町下野字大倉谷東側中分 1078
林 卯三郎	八頭郡八頭町下野字円護谷西側 1127 の 1
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字和見谷西側口分 1143 の 1
〃	八頭郡八頭町下野字和見谷西側口分 1144
〃	八頭郡八頭町下野字和見谷西側口分 1145
〃	八頭郡八頭町下野字和見谷西側口分 1146
谷尾 重吉	八頭郡八頭町下野字和見谷西側奥分 1149
藤原貞次郎	八頭郡八頭町下野字和見谷鳥ヶ巣 1160
谷尾 健一	八頭郡八頭町下野字水目谷口下側 1169
林 鉄蔵	八頭郡八頭町下野字水目谷 1173
小倉牛太郎	八頭郡八頭町下野字水目谷 1175
谷尾 保吉	〃
林 作次郎	〃
林 周次郎	〃
林 多次郎	〃
林 藤十郎	〃
林 馬次郎	〃
林 梅三郎	〃
林 豊三郎	〃
林 仙一	八頭郡八頭町下野字水目谷 1182
谷尾 健一	八頭郡八頭町下野字サカヲトシ 1215
林 最治	八頭郡八頭町下野字舟谷奥分 1225 の 3
前田 松治	八頭郡八頭町下野字舟谷奥分 1227
谷尾初次郎	〃
谷尾 仁平	〃
谷尾定太郎	〃

久保田眞理子	八頭郡八頭町下野字棚田 1236 の 1
藤原貞次郎	八頭郡八頭町下野字金岩 1269 の 1
林 裕次郎	八頭郡八頭町下野字上野谷上側中分 1284
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字上野谷上側中分 1288
〃	八頭郡八頭町下野字上野谷上側中分 1289
〃	八頭郡八頭町下野字上野谷上側中分 1290
谷口儀三郎	八頭郡八頭町下野字上野谷奥分 1297
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1302
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1303
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1304 の 1
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1305
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字イラサコ 1307
林 博孝	〃
林 きよ	八頭郡八頭町下野字上野谷下側中分 1308 の 1
林 博孝	〃
谷尾 辰己	八頭郡八頭町下野字上野谷下側口分 1312
〃	八頭郡八頭町下野字上野谷下側口分 1313
谷尾 正信	八頭郡八頭町下野字上江野 1323
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字上江野 1325
〃	八頭郡八頭町下野字上江野 1327
松原 幸吉	八頭郡八頭町下野字瀧ヶ谷中尾下側奥分 1372
前田 ふみ	〃
前田幸次郎	〃
前田 松治	〃
前田留次郎	〃
谷尾 たね	〃
谷尾初次郎	〃
谷尾 辰己	〃
谷尾定太郎	〃

谷尾 万吉	〃
谷尾 勝蔵	八頭郡八頭町下野字本谷下平口分 1376
岸本 正雄	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷上分 1384
〃	八頭郡八頭町下野字桃ヶ谷上分 1386 の 1
谷尾 辰己	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1413 の 2
安田重太郎	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1414
谷尾 吉蔵	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1416
松原 幸吉	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1417
前田 義信	〃
前田勝次郎	〃
前田甚太郎	〃
前田 豊蔵	〃
谷尾 吉蔵	〃
谷尾 章	〃
谷尾 辰己	〃
安田重太郎	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1419
〃	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1420
谷尾吉次郎	八頭郡八頭町下野字中谷上分 1421
谷尾源三郎	〃
谷尾 万吉	〃
松原 幸吉	八頭郡八頭町下野字中谷下分 1428
前田 義信	〃
前田勝次郎	〃
前田甚太郎	〃
前田 豊蔵	〃
谷尾 吉蔵	〃
谷尾 章	〃
谷尾 辰己	〃
〃	八頭郡八頭町下野字ノホリ尾 1434
〃	八頭郡八頭町下野字ノホリ尾 1435
松原 幸吉	八頭郡八頭町下野字ノホリ尾 1436
前田 義信	〃
前田勝次郎	〃

前田甚太郎	〃
前田 豊蔵	〃
谷尾 吉蔵	〃
谷尾 章	〃
谷尾 辰己	〃
〃	八頭郡八頭町下野字ノホリ尾 1438
林 平太郎	八頭郡八頭町下野字森ヶ谷 1463
前田 春恵	八頭郡八頭町大江字和庄谷奥 2105

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課